公 示 日:2024年1月24日(水)

調達管理番号: 23a00785

国 名:タンザニア

担 当 部 署:経済開発部農業農村開発第二グループ第四チーム

調 達 件 名:タンザニア国コメ振興能力強化プロジェクト(灌漑地区組織運

営改善)

適用される契約約款:

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務(役務)が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。(全費目不課税)

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務 :灌漑地区組織運営改善

(2) 格付:3号

(3) 業務の種類:専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間:2024年4月下旬から2024年6月中旬
- (2) 業務人月:1.3
- (3) 業務日数:準備業務 5日、現地業務 24日、整理業務 5日
- 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法
 - (1) 簡易プロポーザル提出部数:1部
 - (2) 見積書提出部数:1部

 - (4) 提 出 方 法: 電子データのみ
- ▶ 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)
- ◆ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。 「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン (2023 年 10 月)」の「別添資料 11 業務実施契約 (単独型)公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限(時刻)までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◆ 評価結果の通知: 2024 年 2 月 19 日 (月) までに個別通知 提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

②対象国・地域での業務経験

(1) 業務の実施方針等:

①業務実施の基本方針	16 点
②業務実施上のバックアップ体制	4 点
(2) 業務従事者の経験能力等:	
①類似業務の経験	40 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

(計100点)

8点

類似業務経験の分野	灌漑地区組織運営に係る各種業務
対象国及び類似地域	タンザニア国及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等:特になし
- (2) 必要 予防接種: 黄熱に感染する危険のある国の空港に12時間以上滞在した場合、黄熱予防接種証明書が要求されます。

6. 業務の背景

タンザニアの農業セクターは、雇用の約67%、GDPの約23%、輸出の約30%、産業セクターへの原材料提供約65%を占める重要なセクターである(NRDS2/2019)。中でもコメは生産量でメイズに次ぐ位置にあり、都市部や稲作地域を中心に消費が伸びている。また、タンザニアは東アフリカにおいてコメ生産量が年間約450万トン(籾重量、FA0/2020)と最も多く、近隣諸国にも輸出が行われており、社会経済開発、外貨の獲得および域内を含む食糧・栄養安全保障において重要な作物の一つである。

タンザニア政府は、食料安全保障及び農村地域の数多くの農家の収入の観点から、コメを農業開発の戦略的優先作物として位置付けており、「農業の商業化」を目指すタンザニア政府にとっては、コメ生産量の増加が優先課題となっている。そのため「国家稲作振興戦略 2(National Rice Development Strategy Phase II:NRDS2)」(2019–2030)では、2018 年から 2030 年までにコメ単収を 2t/ha から 4t/ha、栽培面積 110 万 ha から 20 万 ha に倍増させることで、精米ベースで 880 万トンの生産を目標として掲げている。

JICA はタンザニアへの農業分野支援として、1970 年代からキリマンジャロ州における灌漑稲作への技術協力を実施しており、これまでに灌漑地区を中心に延べ4.4 万人の農家を支援してきた。2012 年~2019 年に実施された「コメ振興支援計画プロジェクト」(TANRICE2)では対象灌漑地区農家の生産性が3.2t/haから4.5t/haへと向上した一方、コメ生産面積の大半を占める天水地域の生産性は天水低湿地で2t/ha、天水畑地で1t/ha前後に留まる。こうした状況から、灌漑・天水稲作双方におけるコメ生産技術を全国に普及し生産量を増加させることを目標として、2023年6月に「コメ振興能力強化プロジェクト」(TANRICE3)が開始された。

TANRICE3 では、農業省(Ministry of Agriculture: MoA) 研修局とザンジバル農業 灌 漑 天 然 資 源 畜 産 省 (Ministry of Agriculture, Irrigation, Natural Resources and Livestock: MAINL)をカウンターパート機関、ザンジバル大学農学部 (School of Agriculture: SoA) を含む MoA 研修局の 7 研修所を実施機関として稲作技術の研修を行うとともに、稲作経験が長い灌漑地区ではジェンダー、農業機械、灌漑地区組織運営、マーケティング等、の課題別研修(プロジェクト内で実施するテーマ別強化研修)を実施予定である。

本案件では、課題別研修の一つである灌漑地区組織運営について、灌漑地区の主要関係者(県灌漑担当官・灌漑地区マネージャー・灌漑地区農民代表)等を対象に、

個別の灌漑地区において、各研修所の教官(TGメンバー)による課題別研修の実施を支援する。具体的な支援方法として、ToT(Training of Trainer)の実施を予定している。

7. 業務の内容

本業務従事者は、他の専門家と協力してタスクグループ(TG)メンバー(各実施機関から C/P として配置された教官)に対する技術移転を担当する。具体的な担当事項は次のとおり。

- (1) 準備業務 (2024年4月下旬-5月上旬)
 - 1 先行案件および本案件の関連報告書等をもとに本案件の活動及びタンザニア 灌漑地区組織運営改善の現状を把握し、現地業務期間中に収集すべき情報および実施するべき活動を検討し、ワークプランを準備する。
 - 2 本プロジェクトの専門家と協議を行い、適宜ワークプランを修正しつつ、現地活動に関する詳細を調整する。修正後のワークプランは、JICA タンザニア事務所、JICA 経済開発部、プロジェクト専門家へ共有する。
- (2) 現地業務(2024年5月中旬-6月上旬)
 - 1 現地業務開始時に JICA タンザニア事務所およびカウンターパート (C/P) 機関へワークプラン・業務計画の説明を行う。
 - 2 プロジェクト長期派遣専門家および TG メンバーと活動計画の詳細を確認する。
 - 3 CGL (the Comprehensive Guidelines for Irrigation Scheme Development) 1実施地区を視察する。
 - 4 課題別研修の準備・実施について、TGメンバーへの助言を行う。
 - 5 課題別研修教材の更新が必要とされる際には、更新を行う。
 - 6 研修対象地区における TG メンバーによる課題別研修の実施を支援する。(1 地 区を対象、4 日間の研修期間、最大 40 名程度が対象)
 - 7 TG 会議を通じて、研修内容・ガイドライン・活動計画の向上に向けた支援を 実施する。
 - 8 現地業務結果報告書(英文)を作成し、現地業務完了に際し、業務結果を C/P 機関及び JICA タンザニア事務所に報告する。
- (3) 整理業務(2024年6月上旬-中旬) 現地業務結果を取りまとめ、JICA 経済開発部へ報告する。

¹ CGLは2007年から3年間実施された技術協力プロジェクト「県農業開発計画(DADPs)灌漑事業ガイドライン策定・訓練計画」を通して制定された。県の農業担当官が案件形成から施工監理、施設維持管理まで一連の灌漑事業を適切に運営・管理するための手法が示されており、これをもとに県レベルでの灌漑事業促進が期待されている。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

(1) ワークプラン

現地業務期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務 の具体的内容(案)などを記載。

英文電子データ (JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

(2) 現地業務結果報告書

現地派遣期間中に実施した業務内容を関係者に報告するために提出 する。担当業務における残された課題と今後必要な取り組みを盛り 込むこと。

英文3部(JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関へ各1部) 電子データ(JICA 経済開発部、JICA タンザニア事務所、C/P 機関)

(3) 専門家業務完了報告書(和文2部)

2024年6月20日(木)までに提出。

業務完了報告書(和文)をJICA経済開発部及びタンザニア事務所に提出し、報告する。C/Pと協働して作成・修正した教材については、業務完了報告書の参考資料として添付して提出することとする。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理 ガイドライン(2023年10月)」の「XI.業務実施契約(単独型)」及び「別添 資料2 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます(見積書に計上して下さい)。 効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

10. 特記事項

(1) 業務日程/執務環境

① 現地業務日程

現地業務日程は 2024 年 5 月 11 日(土) ~ 2024 年 6 月 3 日(月)を予定しています。但し、業務人月は「2. 契約予定期間等」に記載の数値を上限とします。

※日程は変更になる可能性があります。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地プロジェクトチームの構成は、以下のとおりです。

- ア) チーフアドバイザー(長期派遣専門家)
- イ) 稲作技術/種子生産(長期派遣専門家)
- ウ) 研修管理(長期派遣専門家)
- エ)業務調整/モニタリング(長期派遣専門家)
- ③ 便宜供与内容
 - ア) 空港送迎:あり
 - イ) 宿舎手配:あり
 - ウ) 車両借上げ:必要な移動に係る車両の提供
 - エ) 通訳傭上:なし
 - オ) 現地日程のアレンジ:プロジェクト専門家チームが必要に応じてアレンジします。
 - カ) 執務スペースの提供:プロジェクト事務所内における執務スペース 提供(ネット環境あり)

(2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第二グループ第4チームから配付しますので、edga2@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

コメ振興支援計画プロジェクト

- 短期専門家(灌漑地区組織運営改善)業務完了報告書(2013年度)
- 短期専門家(灌漑地区組織運営改善)業務完了報告書(2014年度)
- 短期専門家(灌漑地区組織運営改善)業務完了報告書(2015年度)
- 短期専門家(灌漑地区組織運営改善)業務完了報告書(2016年度)
- · 短期専門家 (灌漑地区組織運営改善)業務完了報告書 (2017 年度)
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・タンザニア国コメ振興能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書

(第2回) https://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000048840

- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス(e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 配付資料:「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策 に関する規程 (2022 年 4 月 1 日版)」及び「サイバーセキュリティ対 策実施細則 (2022 年 4 月 1 日版)」
 - イ) 配付依頼メール
 - ・タイトル:「配付依頼:サイバーセキュリティ関連資料」
 - 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、 複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後 に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を 求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効 とさせて頂きます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」(http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担

の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を 得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者 から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求める ことができます。

⑤本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定します。

以上